

「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」におけるあっせん時の環境保全協定締結協議に関する運用要領

平成29年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争と調整に関する条例(以下「条例」という。)第17条第2項本文に基づきあっせんを行う場合において、条例第14条第1項の環境保全協定(以下「協定」という。)を締結するに当たり実施する関係住民と設置者との協議(以下「協議」という。)を円滑に運営するため、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、協議を開催するときは、協議の日時、場所及び出席者を定め、関係住民(条例第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。)の代表者(以下「代表者」という。)及び設置者に通知しなければならない。

(協議)

第3条 協議は、関係住民及び設置者でなければ参加することができない。

2 協議は、代表者及び設置者が出席しなければ開くことができない。

3 協議は、市長が進行する。

(関係住民代表者の職務代理)

第4条 代表者に事故があるときは、あらかじめ関係住民の中から、代表者が指名する者がその職務を代理する。

(傍聴人)

第5条 協議の傍聴をしようとする者は、傍聴申込書(様式第1号)により、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、事前に代表者及び設置者双方の承認を得た上で、市長が適当と認めるときは、当該申出に係る傍聴を認めるものとする。

3 第1項の申出は、協議の開始30分前までに行わなければならない。

4 第2項の傍聴の承認を受けた者は、市長の指示に従い速やかに入室しなければならない。

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 協議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、代表者及び設置者双方の承認がある者は、この限りでない。

(8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は協議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項の規定に違反する傍聴人に対し、市長は、退場を命じるものとする。

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

## 傍聴申込書

### 【協議名】

開催日：平成 年 月 日( ) 時 分～ 時 分

場 所：

フリガナ

お名前

ご住所

勤務先又は所属団体

申込みの切は、平成 年 月 日( ) 時 分までとさせていただきます。

以下には記入しないでください

### 【承認確認】

関係住民代表者及び設置者は、上記傍聴希望者について、承認又は不承認欄に印を押してください。

関係住民代表者	
承認	不承認

設置者	
承認	不承認